

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2025 年 6 月 26 日

【発行者の名称】

株式会社 R i t a X

(旧会社名 株式会社ベクトル・ジャパン)

R i t a X I n c .

(旧英訳名 Vector Japan Inc.)

(注) 2025 年 3 月 28 日開催の第 36 回定時株主総会の決議により、2025 年 4 月 1 日から会社名を上記のとおり変更いたしました。

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 安藤 浩二

【本店の所在の場所】

千葉県君津市坂田 309 番地 16

(同所は登記上の本店所在地で、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)

【電話番号】

—

【事務連絡者氏名】

—

【最寄りの連絡場所】

東京都中央区銀座八丁目 12 番 8 号
PMO 銀座八丁目 7 階 (東京本社)

【電話番号】

03-5550-7250 (代表)

【事務連絡者氏名】

常務取締役 島田 万璃

【担当 J-Adviser の名称】

アイザワ証券株式会社

【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】

代表取締役社長 藍澤 卓弥

【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】

東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号

【担当 J-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

<https://www.aizawa.co.jp/company/gyoumu/index.html>

【電話番号】

03-6852-7726

【取引所金融商品市場等に関する事項】

当社は、当社普通株式を 2025 年 7 月 18 日に TOKYO PRO Market へ上場する予定であります。

上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 110 条第 3 項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。

なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

【公表されるホームページのアドレス】

株式会社R i t a X

<https://ritax.jp>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第 35 期	第 36 期
決算年月	2023 年 12 月	2024 年 12 月
売上高（千円）	571,367	600,623
経常利益（千円）	41,295	13,130
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	62,836	10,926
包括利益（千円）	68,485	20,007
純資産額（千円）	3,814	23,822
総資産額（千円）	378,536	443,205
1株当たり純資産額（円）	19.07	119.11
1株当たり配当額 （うち1株当たり中間配当額）（円）	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益(円)	314.18	54.63
潜在株式調整後1株当たり当期純利益（円）	—	—
自己資本比率（％）	1.0	5.4
自己資本利益率（％）	—	79.1
株価収益率（倍）	—	—
配当性向（％）	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー（千円）	△10,056	21,862
投資活動によるキャッシュ・フロー（千円）	11,254	△2,556
財務活動によるキャッシュ・フロー（千円）	△94,285	29,769
現金及び現金同等物の期末残高（千円）	41,644	89,353
従業員数〔外、平均臨時雇用人員〕（名）	64 [—]	66 [—]

(注) 1. 当社は第 35 期より連結財務諸表を作成しております。

2. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。

3. 第 35 期の潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第 36 期の潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在するものの当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

4. 第 35 期の自己資本利益率については、期中平均自己資本がマイナスであるため記載しておりません。
5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。
6. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は平均人員を[]内に外数で記載しております。第 35 期、第 36 期については、従業員の 100 分の 10 未満であるため記載を省略しております。
7. 当社は、2024 年 2 月 10 日を効力発生日として、普通株式 1 株につき 1,000 株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第 35 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益を算定しております。
8. 株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 110 条第 5 項の規定に基づき、第 36 期の連結財務諸表については清友監査法人の監査を受けておりますが、第 35 期の連結財務諸表については、当該監査を受けておりません。

2【沿革】

当社は、1989年4月大阪府大阪市港区にて、土木設計を行う設計事務所として創業されました。1990年2月には取引先への出向のため千葉県君津市へ移転し、日本ベクトルエンジニアリング有限会社として法人化しました。1996年10月には株式会社ベクトル・ジャパンに組織及び商号変更し、2004年4月に東京に進出、建築設計分野にも業務を拡大しました。

2007年8月には、中国大連市にて連結子会社を設立し、本社で受注した設計の外注先として人材不足の解消とコスト削減に成功しました。

なお、当社グループの変遷及び沿革は、以下のとおりであります。

年月	概要
1989年4月	大阪府大阪市港区にて設計事務所A&Dを創業
1990年2月	千葉県君津市にて日本ベクトルエンジニアリング有限会社として法人化
1996年10月	千葉県君津市にて株式会社へ組織変更、またベクトル・ジャパンへ商号変更
2004年4月	東京都港区東新橋に東京事務所設立
2007年8月	中華人民共和国遼寧省大連市に連結子会社（大連向量技術開発有限公司）を設立
2008年6月	一級建築士事務所 東京都知事登録 第54691号
2009年4月	東京事務所を東京都港区新橋に移転
2010年1月	大阪府大阪市北区に大阪事務所を開設
2014年6月	東京事務所を東京都中央区銀座に移転 大阪事務所を東京事務所に併合（現東京本社）
2015年1月	中華民国台北市に子会社（臺灣向量技術開発有限公司）を設立
2018年9月	臺灣向量技術開発有限公司を会社清算
2022年10月	「施工支援方法、施工支援プログラム、及び、施工支援装置」 （特許番号：第7157498号、第7157499号）の特許取得
2022年12月	「鉄筋納入支援システム、及び、鉄筋納入支援方法」 （特許番号：第7195681号）の特許取得
2023年4月	「Rebar system」（商標番号：第6694698号）及び「リーバーシステム」（商標番号：第6694699号）の商標登録
2023年5月	「鉄筋納入支援システム、及び、鉄筋納入支援方法」 （特許番号：第7274243号）の特許取得
2024年3月	監査等委員会設置会社へ移行
2024年4月	教育事業としてRevit講習カリキュラム（意匠図及び構造図コース）を新設
2024年9月	鉄筋専門ECサイト「REBAR SYSTEM（リーバーシステム）」を開設
2024年12月	岡谷鋼機株式会社と鉄筋BIMモデリング業務に関する業務提携の契約締結
2025年1月	「配筋DX」（商標番号：第6889823号）の商標登録（鹿島建設株式会社と共同出願）
2025年4月	㈱ベクトル・ジャパンから㈱R i t a Xに商号変更

3【事業の内容】

当社グループは、当社及び当社の連結子会社の大連向量技術開発有限公司により構成されております。

当社グループは、土木・建築設計事業を主要な事業としておりますが、事業分野毎に示すと、土木・建築の構造設計分野、意匠設計分野、BIM/CIM分野から構成されております。当社セグメントを構築する各分野については次の通りであります。

(1) 構造設計

構造設計とは、意匠設計によって決まるデザインや間取りに基づき、建築基準法に適合した構造安全性を保有する建築物にすることであり、当社の基幹業務になります。建築物の構造計算^{※1}を行い、建物を支える柱や梁、基礎の大きさ、配置を決め、構造図^{※2}・構造計算書^{※3}を作成します。

構造計算における解析の手法としては建築・土木共に静的解析^{※4}が主流ですが、2009年に、当時は一般的ではなかった土木設計における動的解析^{※5}の研究に着手し、2013年には業界でいち早く設計手法として取り入れることに成功しております。以降は建築設計における超高層建築物、免振・制振建築物の動的解析にも取り組んでおります。

当社で手掛ける建物の用途としては、建築の分野では公共事業、特に上下水道施設のほか、福祉施設、教育施設、集合住宅、商業施設、オフィスビルからプラント・物流倉庫まで幅広い用途の建物の設計を行っております。土木の分野については、上下水道施設が主であります。下水・上水の水処理を行う水槽型・タンク型の構造物や、各構造物を地下で繋ぐ地下管廊、さらにはポンプ棟など土木と建築が一体となった特殊な施設の設計を行っております。また、土木・建築構造設計が必要なクリーンセンターなどの複合施設の構造設計も行っております。

構造種別としては、一般的な鉄筋コンクリート造（RC造）、鉄骨造（S造）、鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）の他、2022年からはSDGsの観点から推進されるCLT^{※6}（Cross Laminated Timber）を使用した建物の設計にも取り組んでおります。

土木設計の分野では鉄筋コンクリート造が主であります。当社では構造計算によって壁や床の厚さやコンクリート内に配置される配筋（鉄筋の種類・配置・加工）を決定し、配筋図^{※7}の作成・数量計算書^{※8}の作成まで行っております。構造計算から配筋図の作成まで一貫して行っている設計事務所は少なく、創業当初からの当社の強みとなっております。

(2) 意匠設計

意匠設計とは、建物に要求される性能や要望から建築のデザインや間取りを計画し、意匠図^{※9}を作成することであり、当社は2020年に部門として立ち上げております。建築の設計において、意匠設計は、当社の基幹業務である構造設計との連携が重要になります。2020年の立ち上げ以降、当社グループでは意匠設計から構造設計まで一貫して行っており、当社の強みとなっております。

建物の用途として、上下水道施設に付属する土木構造物・建築物の設計を主に行っております。その他、2023年からは物流施設やデータセンターなど、一般建築の意匠設計にも展開しております。

また、2020年の立ち上げ当初から、当社ではBIM^{※10}を活用した設計を行っております。建物を構成する構造物、設備機器全てをBIMによる3次元モデルで再現し、関係部門との円滑な共通認識の形成を推進しております。設計の初期段階からBIMによる3次元モデルを介して合意形成を図ることで、設計工程の短縮化や、各工種間の干渉など後工程における潜在的なトラブルの事前解決を実現しております。

(3) BIM/CIM

近年の設計業界における大きな環境の変化として、CADによる2次元での設計からBIM/CIMによる3次元での設計への移行が挙げられます。2009年は日本におけるBIM元年と呼ばれ、BIMが活用されていく節目となり、従来の設計のワークフローに大きな変化が生じました。その後、2014年に国土交通省により「官庁営繕事業におけるBIMモデルの作成及び利用に関するガイドライン」が公表され、2018年にはそれまで建築分野では「BIM」、土木分野では「CIM^{※11}」の名称として認知されていた取組みが「BIM/CIM^{※12}」として整理され、建設業界において3次元モデルの活用による生産性・品質向上の機運が加速しました。

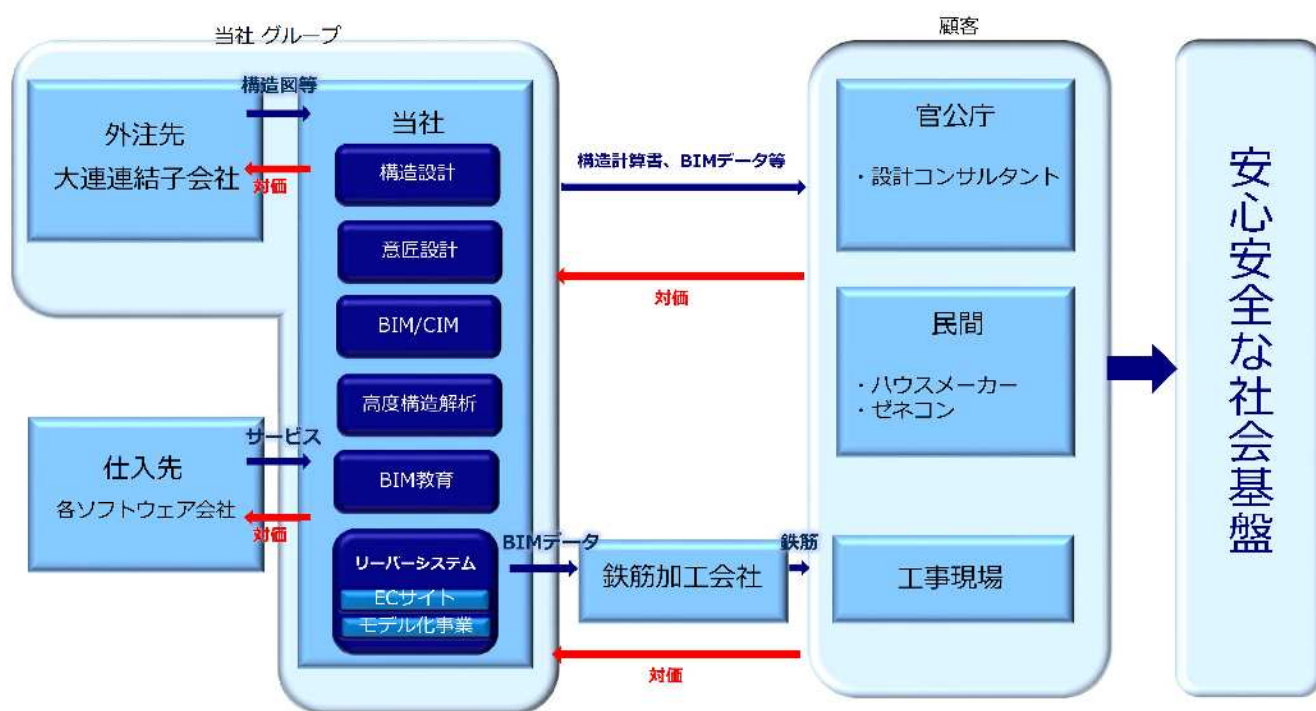
当社ではいち早くBIM/CIM推進を目標に掲げ、独自にBIM/CIM活用の研究・開発、人材育成に取り組んでまいりました。特に建造物の設計において積極的にBIM/CIMを取り入れており、2023年には当社グループ内の構造設計・意匠設計での使用率はともに100%になっております。そのノウハウを活かし、業界内

で年々高まるBIM/CIMのニーズに合わせた様々なソリューションを展開しております。

当社は、従来から鉄筋コンクリート造における鉄筋の種類・加工・配置をBIMによる3次元モデルで再現することに力をいれて取り組んでおります。2018年には図面（配筋図）、積算（数量計算書）、鉄筋の加工指示データ作成までを自動化することに成功し、これら一連のワークフローシステムを「リーバーシステム®」と称し実用化しております。リーバーシステムは施工現場での過密配筋や鉄筋干渉などの潜在的なトラブルを解決するものであり、今後人手不足が予測される業界において、DXを促進し生産性向上や品質向上に貢献する技術として業界で注目を集めております。また、2024年9月には鉄筋専門ECサイト「REBAR SYSTEM（リーバーシステム）」を開設しており、より手軽にリーバーシステムの技術を体験できるよう普及へ向けた取り組みを行っております。

その他、当社では点群データ※13を用いて、建物や周辺敷地の3次元モデルによる復元にもBIM/CIMを活用しております。配管の入り組んだプラント施設など、人の手による測量が困難な建物について、地上型レーザースキャナーで既存建物を点群データ化し、BIM/CIMにより精緻な3次元モデルを作成しております。これにより既存図の復元を可能にするとともに、補強設計や改修設計の分野での施工性の検証に活用しております。BIM教育事業も開始して3次元モデルの業務レベルの作成等についての教育講座を設けて、大手ゼネコン、設計事務所等の受講実績があり、今後のさらなる需要が見込まれます。

事業系統図は以下の通りであります。



※1 構造計算とは、建物そのものの重さや建物の用途に応じて決まる重さに対して、建物を構成する各部材にどのような力が生じているかを計算し、その部材に破壊が生じないかの安全性を確認すること。また、地震、風圧、積雪などの短期的な外力についても同様に安全性を確認する。

※2 構造図とは、柱や梁、壁、床などの構造部材の位置や断面の形状を、平面的・断面的に表現した図面のこと。

※3 構造計算書とは、建物の概要や仮定した条件、荷重・外力・応力の計算式や計算過程とその結果、さらには各構造部材の安全率を示した断面算定結果など、構造計算の結果をまとめた図書。解析プログラムを使用した際は、そのインプット・アウトプットも含まれる。

※4 静的解析とは、建物に地震力、風圧力などの外力が一定の値で作用した状態での設計手法。設計における条件（荷重・境界）が煩雑でなく、計算の負荷は低いものの、過剰な設計になる傾向がある。

- ※5 動的解析とは、建物に作用する地震力、風圧力などの外力が時間によって変化する設計手法。時刻歴で変動する設計条件（荷重・境界）は煩雑ではあるものの、より精緻な設計となり、安全性・経済性を追求できる。
- ※6 木造建築の工法の1つ。日本では2013年12月に製造規格となるJAS（日本農林規格）が制定され、2016年4月にCLT関連の建築基準法告示が公布・施行された。
- ※7 配筋図とは、柱・梁・壁・基礎など、鉄筋で骨組みする構造部材ごとに、鉄筋の種類・配置を平面図や断面図で表したものの。
- ※8 数量計算書とは、設計図面を基にコンクリートの体積、鉄筋の径・長さ・本数、マンホールなどの付帯、さらには施工するための足場など、施工で使う全ての材料の使用量を計算書としてまとめたもので、概算金額を算出する積算の根拠資料となるもの。
- ※9 意匠図とは、建物の配置や全体形状、間取り、外装・内装の仕上げを表現した図面のこと。
- ※10 Building Information Modeling（ビルディング インフォメーション モデリング）の略称。狭義的には建造物に関するモデリング手法のことであるが、広義的には計画・設計から施工、維持管理までの各段階において、建設事業全体で取扱う情報を搭載した3次元モデルを活用することで一連の建設生産・管理システムの効率化を図る取組みのことを指す。設計においてはコンピュータ上に現実と同じ建物の3次元モデル（BIMモデル）を再現し、3次元モデルから2次元の図面を作成する。BIMモデルはオブジェクトの集合体であり、それぞれ情報が入力可能である。建材パーツには幅や奥行き、高さに加え、素材や組み立てる工程（時間）なども入力でき、設備機器には品番・メーカーなども詳しく入力出来るため、メンテナンスや資材管理にも使用可能。
- ※11 Construction Information Modeling（コンストラクション インフォメーション モデリング）の略称。概念はBIMと同様であるが、3次元モデルの特徴として地形の測量や地質調査等の情報を含む。国内においては従来、土木分野における取組みを指していた名称である。
- ※12 海外では「BIM」は建設分野全体の3次元化を意味しており、日本国内の土木分野における利用も、「BIM」としての取組みに含まれている。国土交通省は国際標準化の動向に呼応して2018年に「BIM/CIM」として名称を整理した。
- ※13 点群データとは3次元座標内における膨大な点の集合からなるデータのことで、各点は位置情報（X, Y, Z）と色情報（R, G, B）を持つ。

4【関係会社の状況】

連結子会社

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
大連向量技術 開発有限公司	中華人民共和国 大連市	8,500	設計事業	100%	設計業務委託、 役員の兼任

(注) 特定子会社に該当しております。

主な損益情報等

単位：千円

売上高	116,689
営業利益	△4,224
経常利益	△6,005
当期純利益	△6,013
純資産	102,022
総資産額	107,828

(注) 売上高はすべて内部取引の発生によるものです。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2024年12月31日現在

従業員数（名）
66

(注) 1. 当社グループは土木・建築設計事業を主なセグメントとしており、その他事業は重要性が乏しいため、セグメント別の従業員数の記載を省略しております。

2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者は従業員の100分の10未満であるため上記人数には含めておりません。

(2) 発行者の状況

2024年12月31日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
44	28.7	3.7	3,852

(注) 1. 当社は、土木・建築設計事業を主なセグメントとしており、その他事業は重要性が乏しいため、セグメント別の従業員数の記載を省略しております。

2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者は従業員の100分の10未満であるため上記人数には含めておりません。

3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度(2024年1月1日から2024年12月31日)におけるわが国経済は、個人消費や設備投資の持ち直しに加え、旺盛なインバウンド需要を背景として、緩やかな回復基調を継続しております。一方、長期化するウクライナ情勢、中東情勢等の国際情勢に伴う原材料・エネルギー価格の高騰、また為替相場の急激な変動など、依然として不透明な状況が続いております。

建設業界の状況としては公共工事の底堅い推移と民間設備投資の持ち直しにより、建設設備投資全体は増加基調を維持しております。しかしながら、依然として建築資材やエネルギー価格、労務費をはじめとする建設コストの上昇等による影響があり、建設業界全体としては厳しい経営環境が続いております。また、今後さらなる建設技能者の減少が予測される中、国土交通省は「i-construction 2.0」として2040年までに建設現場の省人化を少なくとも3割、即ち生産性を1.5倍向上することを目指し、「データ連携のオートメーション化」等により建設現場のオートメーション化に取り組んでおります。改正労働基準法による時間外労働の厳格化が2024年4月から建設業にも適用され、週休2日を柱とする働き方改革を一段と強化する動きがあり、アウトソーシングやデジタル技術の活用での生産性向上の追求が加速されております。その一環としてBIM/CIM(ビルディング・インフォメーション・モデリング/コンストラクション・インフォメーション・モデリング)の活用があり、官民挙げて普及を強力に推進しており、近い将来、デジタルインフラになると言われております。

当事業年度において、BIM/CIM関連技術を活用し、新規顧客の開拓と既存顧客の深耕を推進しました。さらに、BIM教育事業を開始し、ゼネコンや大手設計事務所からの受講者を獲得しました。加えて、リーバースシステムのECサイトを開設し、デジタル技術を活用した配筋DXの提供を強化しました。

この結果、当連結会計年度の売上高は600,623千円(前年同期比5.1%増)となりましたが、原価率の上昇により売上総利益が前年同期に比べ減少したことから、営業利益は18,410千円(同59.1%減)、経常利益は13,130千円(同68.2%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は10,926千円(同82.6%減)となりました。

なお、当社グループは土木・建築設計事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性は乏しいため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、21,862千円の収入(前年同期は10,056千円の支出)となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益12,484千円の計上や減価償却費9,476千円を計上し、売上債権14,974千円の増加、未払消費税等14,650千円の減少による要因があった一方で、未払金2,598千円の増加、前受金6,578千円の増加による要因があったこと等によります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、2,556千円の支出(前年同期は11,254千円の収入)となりました。これは、定期預金の払戻による収入が10,291千円あった一方で、無形固定資産の取得による支出が9,197千円あったこと等によります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、29,769千円の収入(前年同期は94,285千円の支出)となりました。これは、長期借入金による収入が200,000千円あった一方で、長期借入金の返済による支出が157,871千円、社債の償還による支出が12,000千円あったこと等によります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産の形態をとらないため、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当連結会計年度における受注実績は次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高（千円）	前年同期比（%）	受注残高（千円）	前年同期比（%）
土木・建築設計事業	567,610	88.9	313,652	90.5

（注）連結グループ社間取引については相殺消去しております。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績は次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高（千円）	前年同期比（%）
土木・建築設計事業	600,623	105.1

（注） 1. 連結グループ間取引については相殺消去しております。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 （自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日）		当連結会計年度 （自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日）	
	金額（千円）	割合（%）	金額（千円）	割合（%）
大和ハウス工業株式会社	81,196	14.2	—	—
株式会社 NJS	274,665	48.1	318,188	53.0
株式会社東京設計事務所	57,840	10.1	96,510	16.1

3【対処すべき課題】

(1) 収益力向上と収入源の多角化

当社の収益構造においては、売上の季節変動が課題となっております。特に、公共事業は年度末である3月に売上が集中する傾向があります。そのため、年間を通じて安定した収益を確保するための取り組みが必要であると考えております。

このような状況のもと、設計事業については、既存顧客からの受注をベースとして、BIM/CIM 関連技術を武器に新規顧客開拓、既存顧客の深耕を行ってまいります。また、BIM/CIM の技術力を活かし3次元設計を推進するとともに、構造設計技術の高度化による設計領域の拡大により収益の拡大に努めてまいります。

BIM 教育事業については、PR 活動の強化、サービスフォローを徹底し、売上拡大を図ってまいります。

新規事業であるリーバーシステムについては、実用化および収益化に向けた基盤を構築してまいります。具体的には、鉄鋼商社との業務提携による販路構築、鉄筋加工会社との協業により技術的裏付けの確保を図るとともに、当社が取得している特許を活用したライセンスビジネス事業を進めてまいります。

全ての事業において、営業力を強化し、既存顧客とのビジネスを一層深耕するとともに、収益計上の季節変動回避のために新規顧客獲得、特に民間建築設計を強化し、顧客ポートフォリオを拡充してまいります。

(2) 人材の確保と育成

建設業界では慢性的な人手不足が続いており、当社においても技術者の確保が課題となっております。また、BIM/CIMをはじめとするデジタル技術の進展に伴い、新たなスキルを持つ人材の育成も求められております。

このような背景のもと、当社では、人材が企業成長の原動力であるとの考えに基づき、新卒採用・中途採用双方において、人材の確保に力を入れております。特に新卒採用については、各大学及び高等専門学校等との繋がり強化に努めております。毎年開催されるデザコン（全国高等専門学校デザインコンペティション）に協賛し、知名度を上げるための活動などを行っております。また年間を通してインターンシップの積極的な受け入れを行っており、当社に対する理解を深め、入社へと繋がるよう取り組んでおります。

また、定着率向上のため、人事評価制度の充実による適正な評価により従業員のモチベーション向上や働きやすい職場環境の整備を行っております。

さらに、人材の育成については研修プログラムを策定し、同スケジュールに従い、外部講師による社内研修の実施、社内勉強会を行うなど知識技術の向上に努めております。

(3) ガバナンス強化

持続的な成長と発展を実現するためには、経営の透明性と意思決定の公正性を確保し、ガバナンスを強化することが不可欠であります。

その一環として、当社は、2024年3月26日開催の定時株主総会の承認を得て監査等委員会設置会社に移行しております。これにより、取締役監査等委員を3名（全員社外取締役（うち1名は常勤））選任するなどガバナンス体制の強化を図っております。

建設業界では、労働環境の変化やデジタル技術の活用拡大により、コンプライアンスやリスク管理の重要性が高まっております。特に、新規事業の展開に伴い、経営リスクが増大しており、適切なガバナンス体制の構築が必要となります。

こうした状況に対応するため、経営環境の急激な変化や新たな事業の拡大等に伴いリスクが大きいと思われる場合には、プロジェクトチームを組成して、その対応策を協議のうえ、業務プロセスの見直しを実施いたします。

さらに、株式会社東京証券取引所が定めたコーポレートガバナンス・コードの精神に基づき、取締役の選解任や報酬の決定に関し、透明性、客観性および公正性を確保するため、2025年2月に任意の指名・報酬委員会を設置いたしました。指名・報酬委員会を活用することで、統治機能の更なる充実を図ってまいります。

4【事業等のリスク】

発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社グループが判断したものです。

(1) リスク管理体制

当社グループは、事業に係るリスクを特定・分析・評価したうえで、事前にリスク発生を防止あるいは回避すること、もしくはリスク発生時に被りうる損失を最小限に抑えるよう対応策を講じる体制を構築しております。

取締役会の下に、常勤の取締役、常勤の監査等委員、主要な従業員及び内部監査室長により構成される「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、定期的にリスク管理に係る協議を行っております。また、万が一、リスクにより会社が重大な損失を被りうると予想される場合には、臨時の「リスク・コンプライアンス委員会」を招集し、その対応策を協議いたします。

(2) 当社グループ事業等に関するリスク

a. 設計技術者について

【説明】当社の主たる事業である設計サービス業には多くの設計技術者が必要ですが、日本の設計技術者数は右肩下がりに減少しており、今後さらに減少するとの推計もあります。人口減少の影響を受けて今後さらに設計技術者数が減少すると、工程の遅れや人件費の高騰を招き、業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。また、次世代の設計技術者が確保できない場合には、事業継続に悪影響を及ぼす可能性があります。

【対応策】当社では、設計サービス業の担い手の中長期的な育成・確保のために国土交通省が定める基本理念や具体的措置に則り、働き方改革を推進するとともに、設計技術者の処遇改善に取り組んでおります。当社の働き方改革においては、職場における労務管理を徹底するために、労務管理システムを用いた勤怠管理を行っております。また、設計技術者の増加、育成に向け、報奨金制度を導入して資格取得に向けた支援を行っております。

さらに当社では、先進的な建設工程の実現に向けDXやBIM/CIMを推進しております。BIM/CIMによりデータ一元化によるプロセスの最適化を図って生産性向上に取り組んでおります。

b. 同業者との競合について

【説明】当社と比べ大きな資本力、販売力等の経営資源、高い知名度等を有する同業者との競合により受注できない、あるいは競争優位性を発揮できず安値受注するリスクがあります。

【対応策】当社では、顧客であるゼネコン、設計事務所及びエンジニアリング会社の動向、ニーズに関する情報を収集・分析し、また同業他社の動向に関しての情報も収集・分析し、必要に応じて営業戦略に反映しております。また、当社のBIM/CIMの強みを活かして、顧客との信頼関係を構築し、競合他社との過度な競争に巻き込まれないように努めております。

c. 労務問題について

【説明】ハラスメントや長時間労働等の労務コンプライアンス違反が生じた場合は生産性の低下に留まらず、人材の流出、訴訟や社会的信用の低下等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

【対応策】弁護士や産業医の助言をもとに、ハラスメント防止のための研修や内部通報制度を設けて、法令を遵守した対策を行っております。また、勤怠管理システムを導入し、各人毎の時間外勤務の状況を可視化し社員全員が相互にチェック可能とするとともに、勤務時間の管理から給与計算までを連動して行うことで、長時間労働の防止、サービス残業やヒューマンエラーの防止に取り組んでおります。

d. 資金調達について

【説明】当社は、事業活動に必要な資金を金融機関から調達しております。しかしながら、当社の信用力の低下で必要な時期に必要な金額が調達できなくなる可能性や金利上昇により調達コストが増大するリスクがあります。資金調達に支障が生じた場合、当社の財政状態や業績に影響を及ぼす可能性があります。

【対応策】資金調達時期や必要金額を決定するため、正確なキャッシュ・フローの把握を行っております。金融機関からの信用力維持・向上のため、経営状況の適時開示に努めております。

e. 季節変動性について

【説明】当社においては、上下水道等の公共インフラ設備の官庁工事に係る案件が多いため、国及び地方公共団体の会計年度である3月末に向けての秋から冬に売上が集中する傾向にあり、逆に春から夏にかけては売上が減少する傾向があります。

【対応策】公共事業案件以外にマンションやオフィスビル等の民間事業案件の受注を増加させ季節変動を緩和させるべく営業活動を強化しております。

f. 特定の人物への依存について

【説明】当社の代表取締役社長は安藤浩二であります。同氏は創業者であり長年にわたり設計だけではなく、管理・経営面、営業活動等を率いてきました。現在も経営方針及び新規事業の立案・遂行等、多岐にわたり当社において重要な役割を果たしております。しかし、計画どおりの体制構築及び人材強化が達成される前に、同氏が何らかの理由で当社の経営に携わることが困難となった場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

【対応策】当社では組織規模の拡大に応じた権限委譲を進めるとともに、役員及び幹部社員による情報の共有化等を通じて経営組織の強化を図るなど、組織力の向上に努めております。また、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めております。

今後も人材育成に注力し、役職員及び幹部社員の個々のレベルを向上し、経営管理体制を一層強化してまいります。

g. 特定顧客との取引について

【説明】株式会社NJSへの販売が全体の53%、株式会社東京設計事務所への販売が16%と特定顧客への依存度が大きいと、取引先における業務の内製化その他の理由により、当社との取引が減少した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

【対応策】当社では、大手・中堅ゼネコン、設計事務所及びエンジニアリング会社等にBIM/CIMを切り口とした新規顧客開拓を推進するとともに、民間案件の受注拡大を通じて、特定取引先への依存度の分散を図っております。

h. 情報セキュリティについて

【説明】想定を超える大規模なサイバー攻撃等により、機密性の高い情報が漏えいした場合や、ウイルスを含むメールの開封や感染したUSBデバイス等の利用、SNSへの不適切な投稿などのヒューマンエラーにより、損害賠償責任の発生や、事後対応費用といった経済的損失だけではなく、機会損失や社会的信用の低下により、業績に影響を及ぼす可能性があります。

【対応策】入口対策として、UTM（ファイアウォールなどを一元管理）を設置することで外部からのサイバー攻撃を防ぐとともに、ウイルス対策ソフトウェアを併用し、利用情報保護対策を行っております。また、情報管理に関する規程を設けるとともに、役職員に対して情報セキュリティ研修を実施することで、会社全体の情報リテラシーレベルの向上を図っております。

i. 法的規制について

【説明】当社の事業に関連する法令は、「建築基準法」、「建築士法」等広範囲にわたっており、法的規制の改廃や新設によつての影響を受ける場面は少なからず存在しているものと考えられます。また当社の事業を行うためには一級建築士事務所登録が必要となり、現在以下のとおり登録を行っております。

登録内容	番号	有効期間
一級建築士事務所	東京都知事登録第54691号	令和5年6月1日から 令和10年5月31日まで

法的規制に違反した場合、処罰その他の制裁を受けたり、当社の社会的信用やイメージが毀損されたりすることで、業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。また、一級建築士事務所の業務停止命令及び免許が取り消された場合、あるいは有効期間の更新ができなかった場合等には、当社の経営成績および財務状況に影響を与える可能性があります。

【対応策】当社の事業に関連する法的規制の改廃や新設に関する情報については、その動向を管理部が中心となり常にモニタリングしており、当社の事業内容や業績等に影響を及ぼすリスクがある情報を入手した場合は、リスクを回避するか、その影響を最小化するために、事前に対策を講じる体制としております。なお、これらの対策に関しては、弁護士等専門家のアドバイスに基づいて検討いたします。さらに、従業員に対する積極的な法令知識の研修・啓蒙や、各種マニュアル・チェックリストの作成を推進するなど事態の未然防止に努めてまいります。

j. 重大な財務諸表の虚偽記載又は不適正意見について

【説明】不正もしくは誤った経理処理により結果的に財務諸表の虚偽表示の影響が重大となった場合、また、当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等による監査意見について「不適正意見」または「意見の表明をしない」旨が記載された場合は、当社の信用が著しく低下し、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

【対応策】当社においては、会計処理に関する規則・基準の改廃や新設に関する情報についてはその動向を常にモニタリングしております。経理統括責任者を任命し、会計処理手続きの適正性チェック及び業務指導に努めております。また、経理業務フロー・業務記述書等を整備し、財務報告の内部統制を強化して会計処理の誤りや不正な処理を防止して適切な財務諸表の作成に努めております。

(3) その他

J-Adviserとの契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場予定であります。

当社では、アイザワ証券株式会社を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2025年1月21日にアイザワ証券株式会社との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」という。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場および上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他のJ-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項および契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、アイザワ証券株式会社（以下「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

(1) 債務超過

甲がその連結会計年度の末日（連結財務諸表を作成していない場合には、当該事業年度の末日）に債務超過の状態である場合（上場後1年間において債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の

事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。)に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなること計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする。

(a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(b) 規程第311条第1項第5号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

(3) 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。) 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

- (4) 前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
- a 次の (a) 又は (b) に定める場合に従い、当該 (a) 又は (b) に定める事項に該当すること。
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
 - b 当該再建計画に次の (a) 及び (b) に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前 a の (a) に規定する見込みがある旨及びその理由又は同 (b) に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
 - c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

(5) 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の (a) 又は (b) に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日
 - (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
 - (b) 特例第 132 条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第 3 号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

(6) 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

(7) 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

(8) 発行情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定

める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

(9) 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

(10) 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

(11) 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

(12) 株式の譲渡制限

甲が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

(13) 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

(14) 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

(15) 株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行

為に係る決議又は決定。

(16) 全部取得

甲が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

(17) 株式等売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

(18) 株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を 1 株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

(19) 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき

(20) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは株式会社東京証券取引所が上場廃止を適当と認めた場合

5 【経営上の重要な契約等】

岡谷鋼機株式会社との「鉄筋BIMモデリング業務に関する業務提携にかかる契約」

リーバーシステム（鉄筋の設計から加工、出荷までを担う受発注システム）に係る鉄筋BIMモデル作成および販売について、緊密に連携、協力して受注活動および販売活動を行うことを目的として、2024年12月10日に同社との間で業務提携契約を締結しております。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積もりを必要としております。経営者はこれらの見積りについて、過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積もり特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第6 経理の状況 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは、「第6 経理の状況 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積りに関する注記)」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

第36連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

(流動資産)

当連結会計年度末における流動資産は、331,246千円となり前連結会計年度末に比べ57,592千円増加しました。これは、現金及び預金が40,689千円増加、売掛金が14,974千円増加したことが主な要因であります。

(固定資産)

当連結会計年度末における固定資産は、111,958千円となり前連結会計年度末に比べ7,124千円増加しました。これは、ソフトウェアの増加が12,211千円あった一方で、有形固定資産が3,273千円、投資その他資産が1,813千円減少したことが主な要因であります。

(流動負債)

当連結会計年度末における流動負債は、177,984千円となり前連結会計年度末に比べ21,846千円増加しました。これは、1年内返済予定の長期借入金が25,524千円、受注損失引当金が11,503千円、前受金が6,578千円、未払金が3,482千円それぞれ増加した一方で、未払消費税等が14,650千円、1年内償還予定の社債が12,000千円減少したことが主な要因であります。

(固定負債)

当連結会計年度末における固定負債は、241,398千円となり前連結会計年度末に比べ22,814千円増加しました。これは、長期借入金が16,605千円、長期未払金が5,836千円それぞれ増加したことが主な要因であります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産は、23,822千円となり前連結会計年度末に比べ20,007千円増加しました。これは、親会社株主に帰属する当期純利益が10,926千円、為替換算調整勘定を9,081千円計上したことが主な要因であります。

(3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(1)業績」をご参照ください。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第3【事業の状況】4【事業等のリスク】」をご参照ください。

(6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の事業活動における資金需要は、主に運転資金に関するものであります。当社はこれらの需要について、自己資金に加え、銀行借入を中心に機動性と長期安定性を重視した資金調達を実施しております。

(7) 経営者の問題意識と今後の方針について

「第3【事業の状況】3【対処すべき課題】」をご参照ください。

(8) 運転資本

上場予定日(2025年7月18日)から12ヶ月間の当社グループの運転資本は、自己資金及び銀行借入による資金調達が可能であることから十分であると認識しております。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資の総額は、19,168千円であり、主に工具、器具及び備品、ソフトウェアの導入によるものであります。

なお、当社グループは土木・建築設計事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性は乏しいため、セグメント別の記載を省略しております。

また、当連結会計年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

(1) 発行者

2024年12月31日現在

事業所名 (住所)	設備の 内容	帳簿価格（千円）					従業員数 (名)
		建物附属 設備	車両運搬 具	工具、器 具及び備 品	ソフトウ エア	合計	
本店 (千葉県君 津市)	本店 機能	—	—	254	—	254	—
東京本社 (東京都中 央区)	管理及び生 産業務設備	9,489	206	6,713	18,279	34,689	44

(2) 在外子会社

2024年12月31日現在

会社名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価格（千円）					従業員数 (名)
		建物附属 設備	車両運搬 具	工具、器 具及び備 品	ソフトウ エア	合計	
大連向量技 術開発有限 公司(中国・ 大連市)	管理及び生 産業務設備	—	—	622	144	766	22

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設、除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	連結会計年度末現在発行数(株) (2024年12月31日)	公表日現在発行数(株) (2025年6月26日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	800,000	600,000 (注)	200,000	200,000	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
計	800,000	600,000	200,000	200,000	—	—

(注) 未発行株式数には新株予約権の行使により発行される予定の普通株式10,000株が含まれています。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権(2024年3月26日株主総会決議)

	最近事業年度末現在 (2024年12月31日)	公表日の前月末現在 (2025年5月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名、当社の使用人4名	同左
新株予約権の数	取締役に対し5,700個、使用人に対し4,300個 合計10,000個	同左
新株予約権の目的となる株式の種類及び数(注)1	普通株式 取締役に対し5,700株、使用人に対し4,300株 合計10,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	1株当たり1,800円	同左
新株予約権の行使期間	2026年3月27日～2034年3月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,800円 資本組入額 900円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点

で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交付、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に発行する新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交付、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役員、従業員、顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- (3) 新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注) 1 に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注) 2 で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記 (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
上記 (注) 3 に準じて決定する。
- (7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権の取得事由
 - i 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。
 - ii 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は、取締役会の決議により別途定める日において本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

(3) 【M S C B等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増 減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備 金増減額 (千円)	資本準備 金残高 (千円)
2024年2月10日 (注)	199,800	200,000	—	10,000	—	—

(注) 当社は2024年1月24日開催の取締役会において、2024年2月10日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割決議を行っております。これに伴い、発行済株式数は199,800株増加し、200,000株となっております。

(6) 【所有者別状況】

2025年5月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未 満株式 の状況 （株）
	政府及 び地方 公共団 体	金融機 関	金融商 品取引 業者	その他 の法人	外国法人等		個人そ の他	計	
					個人以外	個人			
株主数 （人）	－	－	－	1	－	－	1	2	－
所 有 株 式数 （単元）	－	－	－	600	－	－	1,400	2,000	－
所有株 式数の 割合 （％）	－	－	－	30.0	－	－	70.0	100.0	－

(7) 【大株主の状況】

「第四部【株式公開情報】 第3【株主の状況】」に記載のとおりであります。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年5月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式200,000	2,000	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	200,000	—	—
総株主の議決権	—	2,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

「第一部【企業情報】第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」をご参照ください。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元は経営の重要課題であると認識しております。当社グループは、成長拡大の過程にあるため、財務体質の強化と事業拡大による収益力の強化が株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

現時点においては配当の実施及びその時期については未定ではありますが、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実度合い及び当社を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主に対して利益に応じた配当かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年に1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会であります。

4【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5【役員の状況】

男性 8名 女性 1名 (役員のうち女性の比率 11.1%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (株)
代表 取締役	社長	安藤 浩二	1962年1月25日	1980年4月 1989年4月 1990年2月 1996年10月 2007年8月	不動産株式会社(現 株式会社不動産 テトラ)入社 設計事務所A&D創業 日本ベクトルエンジニアリング有限会社 設立 株式会社ベクトル・ジャパン(現 株式 会社R i t a X (以下「当社」とす る))に組織変更 同 代表取締役(現 任) 大連向量技術開発有限公司(中国)設立 同 董事(現任)	(注) 2	(注) 4	(注) 5 200,000
専務 取締役	設計 部長	福興 径夫	1978年10月8日	2004年4月 2009年10月 2017年6月 2023年4月	大成建設株式会社入社 当社入社 同 取締役設計部長 同 専務取締役設計部長(現任)	(注) 2	(注) 4	—
常務 取締役	—	島田 万璃	1987年11月24日	2010年4月 2020年4月 2022年4月 2023年4月 2025年1月 2025年3月	当社入社 同 執行役員技術開発課長 同 取締役技術開発室長 同 常務取締役技術開発室長 同 常務取締役管理部 管理グループ 担当 同 常務取締役管理部担当(現任)	(注) 2	(注) 4	—
取締役	—	劉 汝剛	1974年2月21日	2004年5月 2006年4月 2007年10月 2017年6月 2024年9月	驪住通世泰建材(大連)有限公司(中国) 入社(株式会社LIXIL現地法人) 塩見(大連)設計諮詢有限公司(中国) 入社(株式会社塩見ホールディングス 現地法人) 大連向量技術開発有限公司(中国)入社 同 設計部長(現任) 当社取締役(現任) 大連向量技術開発有限公司総経理(現 任)	(注) 2	(注) 4	—

取締役	営業部長	鶴山 昇	1957年8月5日	1982年4月 2001年4月 2003年10月 2004年4月 2005年11月 2006年10月 2016年4月 2017年4月 2022年8月	不動産株式会社(現 株式会社不動産テトラ) 入社 同 海外事業部 同 構造設計課長 同 東京本店建築部第三営業部主幹 株式会社ナカノフドー建設入社 三菱化学エンジニアリング株式会社入社(現三菱ケミカルエンジニアリング株式会社)プロジェクト第2本部 プロジェクト第2営業部次長 同 建築・ファシリティ事業部次長 同 営業本部 営業2部次長 同 営業本部 関西支店専任技術者 当社入社 同 取締役営業部長(現任)	(注) 2	(注) 4	—
取締役	内部監査担当	中田 安昭	1958年3月10日	1981年4月 1998年10月 2006年10月 2012年12月 2016年4月 2017年6月 2024年3月 2025年1月 2025年3月	不動産株式会社(現 株式会社不動産テトラ) 入社 同 財務統括部 財務部海外財務課 同 経営管理本部企画部企画G参事 同 管理本部財務部資金課課長 同 九州支店 総務課長 福祉商事株式会社出向 保険・リース部長 同 取締役 当社入社 同 取締役管理部担当 同 取締役管理部経理グループ担当 同 取締役内部監査担当(現任)	(注) 2	(注) 4	—
取締役 監査等 委員 (常勤)	—	藤澤 廣一	1950年9月20日	1973年4月 2001年6月 2002年6月 2002年7月 2003年1月 2005年6月 2006年6月 2015年3月 2015年6月 2018年1月 2022年4月 2024年3月	東京証券取引所(現 株式会社日本取引所グループ)入所 同 上場審査部長 同 決済管理部長 株式会社日本証券クリアリング機構 出向 稼働準備室長 同 事務統括長 同 取締役事務統括長 同 常務取締役事務統括長 レッドフォックス株式会社常勤監査役 株式会社サンエー化研社外取締役 株式会社魚金常勤監査役 当社常勤監査役 同 取締役監査等委員(常勤)(現任)	(注) 3	(注) 4	—

取締役 監査等 委員	—	神田 泰行	1978年6月24日	2007年12月 2007年12月 2012年1月 2019年6月 2021年5月 2023年6月 2024年2月 2024年3月	弁護士登録(第一東京弁護士会) 光和総合法律事務所アソシエイト弁護士 光和総合法律事務所パートナー弁護士 ウィンゴーテクノロジー株式会社社外 監査役(現任) 至高法律事務所パートナー弁護士(現 任) アビックス株式会社社外取締役監査等 委員(現任) 株式会社アイリックコーポレーション 社外監査役(現任) 当社取締役監査等委員(現任)	(注) 3	(注) 4	—
取締役 監査等 委員	—	三林 昭弘	1970年10月14日	1996年3月 1997年2月 1998年10月 2001年4月 2004年1月 2004年3月 2024年3月	公認会計士山田咲道事務所入所 和光ハウジング株式会社入社 監査法人トーマツ(現 有限責任監査 法人トーマツ)名古屋事務所入所 公認会計士登録 三林公認会計士事務所開設 同 所長(現任) 有限会社フェリックスジャパン(現 フェリックスジャパン株式会社)設立 代表取締役(現任) 当社取締役監査等委員(現任)	(注) 3	(注) 4	—
計								200,000

- (注) 1. 取締役監査等委員の藤澤廣一氏、神田泰行氏、三林昭弘氏の3氏は、社外取締役であります。
2. 任期は2024年12月期に係る定時株主総会終結の時から2025年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 任期は2023年12月期に係る定時株主総会終結の時から2025年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 2024年12月期における役員報酬の総額は72,909千円を支給しております。
5. 代表取締役社長安藤浩二の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社 H&K アセットマネジメントが所有する株式数を含んでおります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスとは、会社が株主を始め、あらゆるステークホルダー（顧客・従業員・地域社会等）の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速な意思決定を行うための仕組みであると理解しております。このコーポレート・ガバナンスの実践により会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のための自律的な対応が図られることになり、会社・投資家ひいては経済全体の発展にも寄与するものとなると考えております。

なお、当社の経営理念を「この自由な旗の下に集まった社員、その社員を豊かにし幸せにする。」とするとともに、パーパスを「構造設計技術を通じて安心安全な社会基盤の進歩発展に貢献する。」と定め、毎朝社員全員が唱和して社内での徹底を図り、健全な企業風土を構築しております。

② 企業統治の体制の概要等

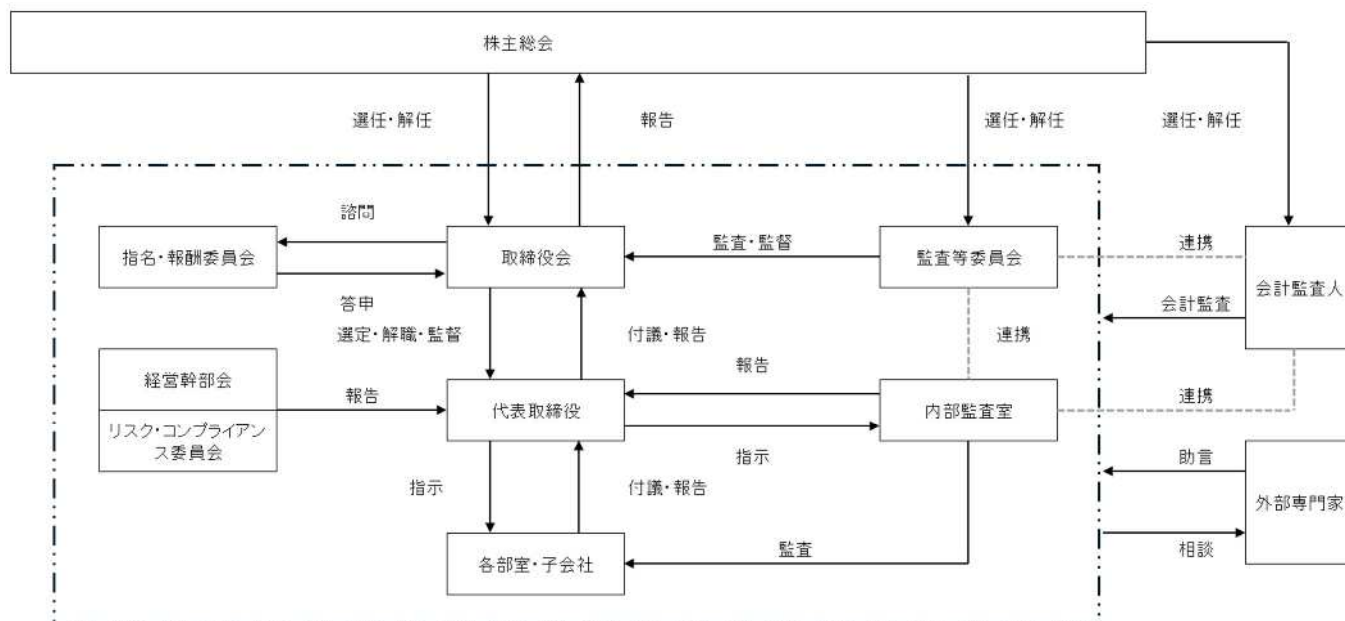
a. 現状のコーポレート・ガバナンスを採用している理由

当社は、2024年3月26日開催の定時株主総会の承認を経て、会社の機関設計の変更を行い、監査役設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。これは、取締役の職務執行の監査及び監督を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、さらなる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的としております。

b. 会社の機関の基本説明

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、次のとおりであります。

<コーポレート・ガバナンス体制図>



<取締役会>

当社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名及び監査等委員である取締役3名により構成しております。取締役会は、経営の最高意思決定機関として、迅速かつ的確で合理的な意思決定を行うとともに、経営の妥当性、効率性及び公正性等について適宜検討し、法令、定款及び社内諸規程で定めた事項、並びに重要な業務に関する事項の決議を行うほか、取締役間で相互に職務の執行を監督しております。原則として毎月1回定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

< 監査等委員会 >

当社の監査等委員会は、3名（全て社外取締役、うち1名常勤）で構成しております。監査等委員会は、原則として毎月1回定例監査等委員会を開催するほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況の共有等、監査等委員相互の連携を図っております。常勤の監査等委員は経営幹部会その他の重要会議に出席し、必要あるときは意見を述べ、取締役の業務執行の監督を行い、ガバナンス体制及びコンプライアンス体制について監視を行っております。また、代表取締役、その他の取締役と適宜情報交換を行い、情報の共有に努めております。さらに、会計監査人及び内部監査室の三者で適宜情報交換を行い、監査の実効性を高めるよう連携に努めております。

< 経営幹部会 >

当社の経営幹部会は、常勤の取締役及びその他主要な従業員をもって構成されております。経営幹部会は、原則として毎月1回の定例経営幹部会を開催しており、各部門より業務執行の状況の報告を受け情報の共有を行うとともに業務執行の方針等の協議を行っております。

< リスク・コンプライアンス委員会 >

当社のリスク・コンプライアンス委員会は、常勤の取締役及びその他主要な従業員をもって構成されております。同委員会では、リスク管理体制及びコンプライアンス体制の充実、徹底を図るため、年間スケジュールを定めるとともに、事案の発生ごとに開催することとしており、必要に応じて適宜スケジュール以外の議題を設定し、リスク管理及びコンプライアンス上の重要な事項を協議しております。

< 内部監査室 >

当社は代表取締役社長直下の組織として内部監査室を設置し、内部統制及びその業務執行状況について、全部署を対象とした定期監査を実施しております。内部監査室には専任担当者（取締役内部監査担当）を置き、「内部監査規程」に基づき社内諸規程及び法令等の遵守状況の確認、効率性・安全性等に関する指摘・勧告等を行っております。

また、監査結果は、直接代表取締役社長に文書で報告され、被監査部門に対しては、監査結果を踏まえた改善指示を行い、その後改善状況を報告させることにより、内部監査の実効性を確保しており、内部監査の状況は毎月定例取締役会に報告されています。さらに、会計監査人及び監査等委員会とも適宜情報交換を行い、それぞれの監査の充実を図っております。

< 会計監査 >

当社は清友監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお、2024年12月期において監査を執行した公認会計士は人見敏之氏、市田知史氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士2名、その他1名であります。なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

< 指名・報酬委員会 >

当社は取締役の選任、役付取締役の選定及び取締役の報酬額（監査等委員ではない取締役に係るものに限る。）の決定に関し、透明性、客観性及び公正性を確保するため、「指名・報酬委員会」を設置しております。

c. 内部統制システムの整備の状況

当社は、経営の透明性と法令遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図りながら経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制の構築を重要な経営課題と位置付けており、会社法に基づき、下記のとおり取締役会にて内部統制システム整備の基本方針を決定し決議しております。

1. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役及び使用人に、法令、定款、規程、社会的規範等の遵守を徹底する。

(2) コンプライアンスの推進に関する重要事項の決定は取締役会が行う。また、代表取締役社長を委員

長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス推進に関する具体的な事項を決定する。

- (3) リスク・コンプライアンス委員会は原則として四半期ごとに開催し、コンプライアンス上の課題を検討するとともに、コンプライアンス教育・研修を定期的の実施し、全社的なコンプライアンス体制の構築及び推進にあたる。
- (4) 法令違反行為等に関する通報窓口として、コンプライアンス・デスクを整備し、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見、機動的な自浄作用の促進及び業務効率の向上、風評リスクの発生及び軽減、並びに社会的信頼性の確保を図る。
- (5) 反社会的勢力排除に向け、「反社会的勢力排除に関する基本方針」を制定し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりをもたず、また、不当な要求には断固としてこれを拒絶する。これらの反社会的勢力に対しては、警察、弁護士等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び文書管理規程のほか社内規則に則り、適切に保存及び管理する。
- (2) 取締役は、その職務遂行の必要に応じて、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理に関する重要事項の決定は取締役会が行う。また、リスク・コンプライアンス委員会において、リスク管理に関する具体的な事項を検討する。
- (2) 業務上抱える各種リスクに対する管理体制として、「リスク管理規程」を定め、事業に係るリスク及びそのリスクが及ぼす影響を把握したうえで、適切な経営管理による対応策を講じる。
- (3) リスク・コンプライアンス委員会は常勤の取締役や主要な使用人で構成し、原則として四半期ごとに開催し、リスクの洗い出しをするとともにその対応策を協議する。
- (4) リスクの発生またはその可能性を知ったときは、対策本部等を設置し、必要な対策を迅速かつ適切に講じる。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役社長からの権限委譲を受け、担当分野の業務を執行する責任者として取締役を配置し、各取締役は関係法令、経営判断の原則及び善良な管理者の注意義務等に基づき、経営に関する重要事項についての意思決定を迅速に行うとともに、その職務の執行状況について適宜取締役会に報告することにより取締役相互の監督を行う。
- (2) 原則として毎月1回定例取締役会を開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営上の重要事項について審議し、迅速な意思決定を行う。
- (3) 「取締役会規程」、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等により取締役の職務及び権限、責任の明確化を図り、効率的な業務執行を行う。

5. 当社及び当社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 「関係会社管理規程」を定め、子会社に対する適切なサポート及び管理・監督を通じて当社グループの業務の適正を確保する。
- (2) 監査等委員は、必要があると認めたときは、子会社に対し、その業務及び財産の状況を調査することができる。
- (3) 当社グループが各々の財務情報の適正性を確保し、信頼性のある財務報告を作成するために必要な組織・規程等を整備する。
- (4) 代表取締役社長直下の組織として内部監査室を設置する。内部監査室は当社及び子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に書面で報告し、定期的に取り締役会に報告する。

6. 監査等委員がその業務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

監査等委員は職務を補助すべき使用人を選任し、監査業務の補助に当たらせることができる。

7. 第6項の業務を補助すべき使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 補助者の人事異動については、監査等委員会の意見を聴取し、尊重するものとする。
- (2) 監査等委員の補助者は、監査等委員の指揮命令に従い、監査等委員でない取締役の指揮命令を受けないものとする。
- (3) 監査等委員の補助者は、監査等委員に係る業務に優先して従事する。

8. 監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社に重要な影響を及ぼす恐れのある事項、重要な会議体で決議された事項、内部監査の状況等について、遅滞なく監査等委員に報告する。
- (2) 常勤の監査等委員は、当社の経営会議等の重要会議に出席し、情報の収集に努める。また、いつでも関係資料を閲覧することができる。

9. 第8項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 通報者が相談又は通報したことを理由として、通報者に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いも行わない。
- (2) 通報者が相談又は通報したことを理由として、通報者の職場環境が悪化することのないように適切な措置を講じる。

10. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査等委員が通常の監査によって生ずる費用を請求した場合は、当該請求に係る費用が監査等委員の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じる。
- (2) 通常の費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合においては、監査等委員は事前に通知するものとする。

11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会は、監査の実効性を高めるため、代表取締役及びその他の取締役と定期的に意見交換を行う。
- (2) 監査等委員会は、監査の質の向上及び実効性の確保を図るために、内部監査室及び会計監査人と定期的に意見交換を行う。

12. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社の財務報告に係る透明性・信頼性の確保及び内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価及び継続的な見直しを行うこととする。

d. リスク管理体制の状況

当社は、業務上抱える各種リスクを正確に把握・分析し、適切に対処すべくリスク管理体制の強化に取り組んでおります。管理体制として「リスク・コンプライアンス規程」を制定し、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。リスク・コンプライアンス委員会は、代表取締役が委員長を務め、他の常勤取締役及び主要な従業員が出席しリスクマネジメントの課題及び対応策を協議しております。

e. 取締役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間において、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。

f. 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は7名以内、監査等委員である取締役は4名以

内とする旨を定款で定めております。

g. 取締役の選任決議要件

当社は、株主総会における取締役の選任決議について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

h. 自己株式の取得に関する事項

該当事項はありません。

i. 中間配当に関する事項

該当事項はありません。

j. 株主総会特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

k. 取締役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項及び定款の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む)の損害賠償責任を、法令の定める限度額の範囲内において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

1. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

③ 役員報酬の内容

a. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

当社は、以下の通り取締役(監査委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定めております。

1. 基本方針

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、原則として固定報酬のみとする。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の基本報酬は月例の固定報酬とし、個人別の報酬額は、役位、職責、業務に関する寄与度、業務経験など総合的に勘案し、指名・報酬委員会の答申に基づき、取締役会決議により決定するものとする。

3. 非金銭報酬(ストック・オプション)の内容および数またはその算定方法の決定方針

会社法第361条の規定に基づき、当社取締役の業績向上に対する意欲や監査業務の実効性を一層高めることにより、当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的として、基本報酬額と

は別枠でストック・オプション報酬として新株予約権を発行することがある。なお、割当数は、役位、職責、業務に関する寄与度、業務経験など総合的に勘案し、指名・報酬委員会の答申に基づき、取締役会決議により決定するものとする。

b. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別総額 (千円)	対象となる役員の員数 (人)
		固定報酬	
取締役（監査等委員である 取締役を除く。） （うち社外取締役）	64,209 (249)	64,209 (249)	7 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	7,200 (7,200)	7,200 (7,200)	3 (3)
監査役	1,500	1,500	1
計	72,909 (7,449)	72,909 (7,449)	11 (4)

- (注) 1. 当社には、使用人兼務役員はおりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2024年3月26日開催の第35期定時株主総会において年額100,000千円以内（うち社外取締役分は5,000千円）と決議されております。
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2024年3月26日開催の第35期定時株主総会において年額12,000千円以内と決議されております。
4. 当社役員には、報酬等の総額が1億円以上である者はありません。
5. 当社は2024年3月26日開催の第35回株主総会終結の時をもって、監査等委員会設置会社に移行しております。監査役の報酬等は当該移行前の期間に係るものであり、取締役（監査等委員）の報酬等は当該移行後の期間に係るものであります。
6. 2024年1月1日から2024年12月31日までの支給実績となります。
7. 在外子会社の役員を兼務している取締役に対しては、当該在外子会社にて報酬を支給しているため、当社においては支給しておりません。なお、当該報酬額は7,128千円です。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
発行者	5,700	—
連結子会社	—	—
計	5,700	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査法人に対する監査報酬は、当社の事業規模及び監査法人より提示される監査計画、監査の実施体制、監査報酬見積額の算定根拠等を確認し検討した結果、監査等委員会の同意を得たうえで、取締役会にて決定しております。

第6【経理の状況】

1. 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当連結会計年度（2024年1月1日から2024年12月31日まで）の連結財務諸表について、清友監査法人の監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、会計基準等の内容を適切に把握し、運用できる体制を整備するため、各種団体の主催する研修会への参加や定期的な専門誌の購読などを通じ、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	76,058	116,748
売掛金	94,657	109,632
仕掛品	※ 73,218	※ 70,981
前渡金	11	12
前払費用	27,730	32,268
貯蔵品	38	20
その他	1,938	1,583
流動資産合計	273,654	331,246
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	22,676	22,676
減価償却累計額	△ 11,667	△ 13,186
建物及び構築物（純額）	11,008	9,489
車両運搬具	5,266	5,266
減価償却累計額	△ 4,180	△ 5,059
車両運搬具（純額）	1,085	206
工具、器具及び備品	36,917	36,721
減価償却累計額	△ 28,451	△ 29,129
工具、器具及び備品（純額）	8,466	7,591
有形固定資産合計	20,560	17,287
無形固定資産		
ソフトウェア	6,212	18,423
その他	74	74
無形固定資産合計	6,287	18,498
投資その他の資産		
長期預金	9,793	11,128
長期前払費用	1,309	47
敷金及び保証金	44,794	43,875
繰延税金資産	22,088	21,121
投資その他の資産合計	77,985	76,172
固定資産合計	104,834	111,958
繰延資産		
社債発行費	47	-
繰延資産合計	47	-
資産合計	378,536	443,205

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
負債の部		
流動負債		
1年内償還予定の社債	12,000	-
1年内返済予定の長期借入金	74,448	99,972
未払金	4,808	8,291
未払費用	19,392	20,628
未払法人税等	388	210
未払消費税等	26,161	11,511
前受金	12,507	19,085
賞与引当金	2,020	2,196
受注損失引当金	※ 573	※ 12,077
その他	3,836	4,011
流動負債合計	156,137	177,984
固定負債		
長期借入金	218,418	235,023
長期未払金	-	5,836
繰延税金負債	166	539
固定負債合計	218,584	241,398
負債合計	374,721	419,382
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
利益剰余金	△ 28,383	△ 17,456
株主資本合計	△ 18,383	△ 7,456
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	22,198	31,279
その他の包括利益累計額合計	22,198	31,279
純資産合計	3,814	23,822
負債純資産合計	378,536	443,205

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)	当連結会計年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)
売上高	※1 571,367	※1 600,623
売上原価	※2、※3 326,255	※2、※3 377,554
売上総利益	245,111	223,069
販売費及び一般管理費	※4 200,137	※4 204,658
営業利益	44,973	18,410
営業外収益		
受取利息	1,174	1,220
助成金収入	-	490
その他	144	49
営業外収益合計	1,318	1,760
営業外費用		
支払利息	2,488	3,200
社債発行費償却	574	47
支払保証料	637	187
為替差損	1,296	2,509
その他	-	1,095
営業外費用合計	4,997	7,040
経常利益	41,295	13,130
特別利益		
固定資産売却益	※5 -	※5 15
特別利益合計	-	15
特別損失		
固定資産除却損	※6 -	※6 661
特別損失合計	-	661
税金等調整前当期純利益	41,295	12,484
法人税等		
法人税、住民税及び事業税	381	217
法人税等調整額	△ 21,922	1,340
法人税等合計	△ 21,540	1,558
当期純利益	62,836	10,926
親会社株主に帰属する当期純利益	62,836	10,926

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)	当連結会計年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)
当期純利益	62,836	10,926
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	5,649	9,081
その他の包括利益合計	※ 5,649	※ 9,081
包括利益	68,485	20,007
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	68,485	20,007

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本		
	資本金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	10,000	△ 91,219	△ 81,219
当期変動額			
親会社株主に 帰属する当期純利益	-	62,836	62,836
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-
当期変動額合計	-	62,836	62,836
当期末残高	10,000	△ 28,383	△ 18,383

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算 調整勘定	その他の包括利 益累計額合計	
当期首残高	16,548	16,548	△ 64,671
当期変動額			
親会社株主に 帰属する当期純利益	-	-	62,836
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	5,649	5,649	5,649
当期変動額合計	5,649	5,649	68,485
当期末残高	22,198	22,198	3,814

当連結会計年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本		
	資本金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	10,000	△ 28,383	△ 18,383
当期変動額			
親会社株主に 帰属する当期純利益	-	10,926	10,926
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-
当期変動額合計	-	10,926	10,926
当期末残高	10,000	△ 17,456	△ 7,456

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	22,198	22,198	3,814
当期変動額			
親会社株主に 帰属する当期純利益	-	-	10,926
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	9,081	9,081	9,081
当期変動額合計	9,081	9,081	20,007
当期末残高	31,279	31,279	23,822

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自2023年 1月 1日 至2023年12月31日)	当連結会計年度 (自2024年 1月 1日 至2024年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	41,295	12,484
減価償却費	10,894	9,476
保証金償却	1,004	932
受取利息	△ 1,174	△ 1,220
支払利息	2,488	3,200
社債発行費償却	574	47
支払保証料	637	187
売上債権の増減額 (△は増加)	△ 49,709	△ 14,974
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△ 7,066	4,441
前払費用の増減額 (△は増加)	△ 4,331	△ 4,554
前受金の増減額 (△は減少)	△ 17,653	6,578
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 362	175
受注損失引当金の増減額 (△は減少)	△ 4,443	11,503
未払金の増減額 (△は減少)	△ 422	2,598
未払費用の増減額 (△は減少)	3,357	1,596
未収消費税等の増減額 (△は増加)	△ 567	-
未払消費税等の増減額 (△は減少)	17,342	△ 14,650
固定資産除却損	-	661
固定資産売却益	-	△ 15
為替差損益 (△は益)	1,296	2,509
その他の増減	281	1,822
小 計	△ 6,557	22,800
利息の支払額	△ 2,515	△ 3,111
利息の受取額	807	1,105
保証料の支払額又は返戻額	△ 1,856	1,454
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	66	△ 386
営業活動によるキャッシュ・フロー	△ 10,056	21,862
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△ 2,018	△ 2,891
有形固定資産の売却による収入	-	170
無形固定資産の取得による支出	△ 1,179	△ 9,197
定期預金の預入による支出	△ 5,776	△ 1,028
定期預金の払戻による収入	20,326	10,291
保証金の差入による支出	△ 198	△ 109
保証金の回収による収入	100	209
投資活動によるキャッシュ・フロー	11,254	△ 2,556
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の返済による支出	△ 50,002	-
長期借入れによる収入	50,000	200,000
長期借入金の返済による支出	△ 70,283	△ 157,871
社債の償還による支出	△ 24,000	△ 12,000
長期未払金の返済による支出	-	△ 359
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 94,285	29,769
現金及び現金同等物に係る換算差額	△ 484	△ 1,366
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△ 93,571	47,708
現金及び現金同等物の期首残高	135,215	41,644
現金及び現金同等物の期末残高	※ 41,644	※ 89,353

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 1社

連結子会社の名称 大連向量技術開発有限公司

(2) 非連結子会社

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

②棚卸資産

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 15年

工具、器具及び備品 3年～15年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において損失が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについては、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

設計業務に係る収益は、主に土木・建築設計図書の提供であり、顧客との業務受託契約に基づいて成果物を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、当社が顧客に対し成果物を引き渡すとともに、当該顧客が検収した一時点において、当該顧客が当該成果物に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡しの上当該顧客が検収した時点で収益を認識しております。

教育事業に係る収益は、主に3次元ソフトを用いた設計図の作成講座を提供しており、その履行義務は顧客との契約による役務提供であり、履行義務を充足するにつれて顧客が便益を享受し、約束したサービスが顧客に移転されることから、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限が到来する短期資金からなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

1. 受注損失引当金の評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

勘定科目	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
受注損失引当金	573	12,077

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①金額の算出方法

当社グループにおいては土木・建築設計の受託契約に基づき設計図書を成果物として顧客に引き渡しておりますが、期末日時点において仕掛中のプロジェクトに関し翌期以降に生じることが見込まれる作業原価を合理的に見積り、期末日現在の仕掛品評価額に当該翌期以降の追加作業原価を加算し、当該加算後の原価が受注金額を上回る場合にその上回る金額を損失見込額として受注損失引当金に計上しております。

②会計上の見積りに用いた主要な仮定

追加作業原価の見積りにあたっては、その時点で入手可能な情報等の重要な仮定が用いられており、不確実性を伴う会計上の見積りが含まれております。

③翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

上述仮定の前提条件等に変更が生じた場合には、翌年度の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

2. 繰延税金資産

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
繰延税金資産	22,088	21,121

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①金額の算出方法

当社グループは、当連結会計年度末の将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金のうち、回収可能性があると判断した部分について繰延税金資産を計上しております。課税所得が生じる可能性が高いと見込まれるかどうかの判断においては、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、繰延税金資産の金額を算定しております。

②会計上の見積りに用いた主要な仮定

当社グループは、課税所得の見積りには、将来計画の前提となった数値を、経営環境等の外部要因に関する情報や当社の内部の情報に基づいて見積っております。

③翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌年度の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等)

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第 27 号 2022 年 10 月 28 日 企業会計基準委員会)
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第 25 号 2022 年 10 月 28 日 企業会計基準委員会)
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 28 号 2022 年 10 月 28 日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

当該会計基準等は、その他の包括利益に対して課税される場合の法人税等の計上区分及びグループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果の取扱いを定めるものであります。

(2) 適用予定日

2025 年 12 月期の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、現在評価中であります。

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第 34 号 2024 年 9 月 13 日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 33 号 2024 年 9 月 13 日 企業会計基準委員会) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取り組みの一環として、借り手のすべてのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS 第 16 号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS 第 16 号のすべての定めを取り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS 第 16 号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的な修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS 第 16 号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、すべてのリー

スについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028 年 12 月期の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、現在評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

※棚卸資産及び受注損失引当金の表示

損失が見込まれる契約に係る棚卸資産と受注損失引当金は、相殺せず両建てで表示しております。
受注損失引当金に対する棚卸資産の額

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
仕掛品	4,004千円	17,796千円

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、すべて顧客との契約から生じる収益であります。

※2 期末棚卸高は収益の低下に伴う簿価切下後の金額であり、売上原価に含まれている棚卸資産評価損は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
仕掛品評価損	723千円	7,445千円

※3 売上原価に含まれる受注損失引当金繰入額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
受注損失引当金繰入額	573千円	11,503千円

※4 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
役員報酬	61,480	58,869
給与手当及び賞与	50,021	53,267
賞与引当金繰入額	569	544
賃借料	20,456	20,154
業務委託費	26,238	28,062

※5 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
工具、器具及び備品	一千円	15千円

※6 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
工具、器具及び備品	一千円	0千円
ソフトウェア	一千円	661千円

(連結包括利益計算書関係)

※その他の包括利益に係る組替調整額

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
為替換算調整勘定：		
当期発生額	5,649千円	9,081千円
その他の包括利益合計	5,649千円	9,081千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末株式数(株)
普通株式	200	—	—	200

2. 自己株式の種類及び株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末株式数(株)
普通株式	200	199,800	—	200,000

(注) 当社は 2024 年 1 月 24 日開催の取締役会において、2024 年 2 月 10 日付を効力発生日として、普通株式 1 株につき 1,000 株の割合で株式分割することを決議しております。これに伴い、発行済株式数は 199,800 株増加し、200,000 株となっております。

2. 自己株式の種類及び株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末 残高 (千円)
			当連結会計年度 期首	増加	減少	当連結会計 年度末	
提出会社	第1回ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計			—	—	—	—	—

(注) 第1回ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
現金及び預金勘定	76,058 千円	116,748 千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△34,413	△27,394
現金及び現金同等物	41,644	89,353

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、中期経営計画等に基づき、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に普通預金及び定期預金で運用しております。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに、賃貸借契約に基づく敷金及び保証金は差入先の信用リスクに、それぞれ晒されております。

営業債務である未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等に関しては、その大半の支払期日は期末日から1ヶ月以内であります。

長期借入金は、主に設備資金及び運転資金を目的としたものであります。長期借入金は流動性リスクに晒されております。

長期末払金は、設計用ソフトウェアを割賦販売で購入したものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当該リスクに関しては、与信管理規程に従い取引先の状況を定期的にモニタリングし、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

②資金調達に係る流動性リスクの管理

長期借入金は流動性リスクに晒されておりますが、適時に資金予定表を更新・管理し、手許流動性の維持を図ることなどにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

前連結会計年度（2023年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期預金	9,793	9,540	△253
敷金及び保証金	44,794	36,464	△8,329
資産計	54,587	46,004	△8,582
社債（※2）	12,000	12,000	—
長期借入金（※3）	292,866	293,280	414
負債計	304,866	305,280	414

（※1）「現金及び預金」、「売掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※2）1年内償還予定の社債を含んでおります。また、2024年2月に償還予定のため、時価換算をしておりません。

（※3）1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

当連結会計年度（2024年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期預金	11,128	10,962	△165
敷金及び保証金	43,875	35,652	△8,223
資産計	55,003	46,614	△8,388
長期借入金（※2）	334,995	334,989	△5
長期末払金	5,836	5,634	△201
負債計	340,831	340,623	△207

（※1）「現金及び預金」、「売掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※2）1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

（注）1. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2023年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	76,058	—	—	—
売掛金	94,657	—	—	—
長期預金	—	9,793	—	—
合計	170,715	9,793	—	—

当連結会計年度（2024年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	116,748	—	—	—
売掛金	109,632	—	—	—
長期預金	—	11,128	—	—
合計	226,380	11,128	—	—

(注) 2. 長期借入金、長期未払金及び社債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度 (2023 年 12 月 31 日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
社債	12,000	—	—	—	—	—
長期借入金	74,448	74,448	74,448	52,717	8,625	8,180
合計	86,448	74,448	74,448	52,717	8,625	8,180

当連結会計年度 (2024 年 12 月 31 日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
長期借入金	99,972	99,972	78,241	39,960	16,850	—
合計	99,972	99,972	78,241	39,960	16,850	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度 (2023 年 12 月 31 日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (2024 年 12 月 31 日)

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度 (2023年12月31日)

	時価 (千円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期預金	—	9,540	—	9,540
敷金及び保証金	—	36,464	—	36,464
資産計	—	46,004	—	46,004
社債	—	12,000	—	12,000
長期借入金	—	293,280	—	293,280
負債計	—	305,280	—	305,280

当連結会計年度（2024年12月31日）

	時価（千円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期預金	—	10,962	—	10,962
敷金及び保証金	—	35,652	—	35,652
資産計	—	46,614	—	46,614
長期借入金	—	334,989	—	334,989
長期未払金	—	5,634	—	5,634
負債計	—	340,623	—	340,623

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期預金

元利金の合計額を国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

回収可能性を反映した、将来キャッシュ・フローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

元利金の合計額を、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額を、新規に借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期未払金

将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

第1回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名、当社の使用人4名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 取締役に対し5,700株、使用人に対し4,300株 合計10,000株
付与日	2024年3月26日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役員、従業員、顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。 その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	2026年3月27日～2034年3月26日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2024年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	第1回新株予約権
権利確定前（株）	
前連結会計年度末	—
付与	10,000
失効	—
権利確定	—
未確定残	10,000
権利確定後（株）	
前連結会計年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

②単価情報

	第1回新株予約権
権利行使価格（円）	1,800
行使時平均株価（円）	—
公正な評価単価（付与日）（円）	—

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点においては、当社は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、類似会社比準方式により算定した価格を用いております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

①当連結会計年度末における本源的価値の合計額

一千円

②当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

一千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金 (注) 2	40,438 千円	26,907 千円
減価償却超過額	1,566	1,240
資産除去債務	1,992	2,256
受注損失引当金	192	4,055
賞与引当金	678	737
仕掛品評価損	117	2,500
未払費用	4,854	5,232
その他	—	460
繰延税金資産小計	49,840	43,391
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注) 2	△ 24,193	△ 18,311
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 3,558	△ 3,957
評価性引当額小計 (注) 1	△ 27,751	△ 22,269
繰延税金資産合計	22,088	21,121
繰延税金負債		
連結会社間内部損失消去	166	539
繰延税金負債合計	166	539
繰延税金資産純額	21,922	20,582

(注) 1. 前連結会計年度末と比較して評価性引当額が5,482千円減少しております。主な減少理由は、当社の翌期課税所得見積額の変動に伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度 (2023年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (※1)	—	—	—	—	—	40,438	40,438
評価性引当額	—	—	—	—	—	△24,193	△24,193
繰延税金資産	—	—	—	—	—	16,245	16,245

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 税務上の繰越欠損金40,438千円 (法定実効税率を乗じた額) について、繰延税金資産16,245千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来課税所得の見込み等により、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

当連結会計年度（2024年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (※1)	—	—	—	—	300	26,607	26,907
評価性引当額	—	—	—	—	△300	△18,011	△18,311
繰延税金資産	—	—	—	—	—	8,595	8,595

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 税務上の繰越欠損金26,907千円（法定実効税率を乗じた額）について、繰延税金資産8,595千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来課税所得の見込み等により、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
法定実効税率 (調整)	33.58%	33.58%
評価性引当額の増減	△84.60%	△45.76%
住民税均等割額	0.51%	1.68%
親子会社間税率差異	—	24.25%
その他	△1.65%	△1.27%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△52.16%	12.48%

(資産除去債務関係)

前連結会計期間（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

当社グループは、オフィスの不動産賃貸借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当連結会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

当社グループは、オフィスの不動産賃貸借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、土木・建築設計業務を主要な事業としており、顧客との契約から生じる収益は、大部分が一時点で顧客に移転される財またはサービスから生じる収益であり、一定の期間にわたり顧客に移転される財またはサービスから生じる収益の重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）5. 会計方針に関する事項（4）「重要な収益及び費用計上基準」に同一内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	44,948	94,657
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	94,657	109,632
契約負債 (期首残高)	30,160	12,507
契約負債 (期末残高)	12,507	19,085

(注) 1. 契約負債は、顧客との契約に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

2. 当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は12,507千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格については、当初予想される契約が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格が含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは土木・建築設計事業を主要な事業としており、その他事業は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の土木・建築設計事業の売上高はすべてが外部顧客に対するものであるため、記載事項はありません。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント
株式会社NJS	274,665	—
大和ハウス工業株式会社	81,196	—
株式会社東京設計事務所	57,840	—

当連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

主要事業である土木・建築設計事業の売上高はすべてが外部顧客に対するものであり、連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント
株式会社NJS	318,188	—
株式会社東京設計事務所	96,510	—

【報告セグメントごとの固定資産の減損に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）
該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）
該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人等の場合に限る）等

前連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員及び主要株主	安藤浩二	—	—	当社代表取締役社長	(被所有者) 直接100%	債務被保証	当社発行社債に対する債務被保証（注）	12,000	—	—
							銀行借入に対する債務被保証（注）	44,169	—	—

（注）当社が発行している社債及び一部借入金について個人保証が付されております。なお、取引金額については被保証残高を記載しております。また、保証料等の支払いは行っておりません。

当連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
1株当たり純資産額	19円07銭	119円11銭
1株当たり当期純利益	314円18銭	54円63銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2. 当社は、2024年2月10日を効力発生日として、普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たりの当期純利益を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	62,836	10,926
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	62,836	10,926
普通株式の期中平均株式数(株)	200,000	200,000

(重要な後発事象)

(多額の資金の借入および期限前返済)

当社は、2025年5月13日開催の取締役会決議に基づき、運転資金の拡充のため、以下の通り資金の借入および期限前返済を実行いたしました。

(1) 多額の資金の借入

① 資金使途	運転資金
② 借入先	株式会社千葉銀行
③ 借入金額	290,000千円
④ 借入利率	変動金利(基準金利+スプレッド)
⑤ 借入実行日	2025年6月16日
⑥ 借入期間	5年
⑦ 担保の有無	無担保、無保証

(2) 多額の資金の期限前返済

① 返済金額	128,299千円
② 借入先	株式会社千葉銀行
③ 返済実行日	2025年6月16日

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
㈱ベクトル・ ジャパン	第1回無 担保社債	2019年2月28日	12,000	—	0.27	なし	2024年2月28日
合計	—	—	12,000	—	—	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	74,448	99,972	1.1	—
長期借入金（1年以内に返済予定の ものを除く）	218,418	235,023	1.2	2026年1月 ～2029年5月
合計	292,866	334,995	—	—

（注）1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）の連結決算日後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	99,972	78,241	39,960	16,850

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎年3月
基準日	毎年12月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年12月31日、毎年6月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	該当事項はありません。
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。 公告掲載URLは次のとおりであります。 https://ritax.jp/eprn/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）1．当社株式は、TOKYO PRO Market への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条1項に規定する振替株式になることから、該当事項はなくなる予定であります。

2．当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

（1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利

（2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

（3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動 年月日	移動前所有 者の氏名又は 名称	移動前所 有者の住所	移動前所有者の発 行者との関係等	移動後所有者の 氏名又は名称	移動後所有 者の住所	移動後所有者の 発行者との関係等	移動株数 (株)	価格(単価) (円)	移動理由
2024 年 2 月 19 日	安藤 浩二	千葉県 木更津市	特別利害関係 者等(大株主 上位 10 名、当 社の代表取締 役社長)	株式会社 H&K アセッ トマネジメン ト	東京都中 央区銀座八 丁目 12 番 8 号 PMO 銀座八丁目 7 階	特別利害関係 者等(当社の 大株主上位 10 名、当社の代表 取締役の資産 管理会社)	60,000	60,000 (1) (注) 3	移動前 所有者 の資産 管理の 一環に よる

- (注) 1. 当社は、TOKYO PRO Market への上場を予定しております。株式会社東京証券取引所が定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 115 条及び同規程施行規則第 106 条の規定において、当社は上場日から 5 年間、新規上場申請日の直前事業年度(上場日が属する事業年度の前事業年度をいい、当該上場日が事業年度の初日から定時株主総会の日までの間に当たる場合には、上場日が属する事業年度の前々事業年度をいう。)の末日(2024 年 12 月 31 日)から起算して 2 年前(2022 年 1 月 1 日)から上場日の前日までの期間において、特別利害関係者等が当社の発行する株式若しくは新株予約権の譲受け若しくは譲渡(上場前の募集、売出し、特定投資家向け取得勧誘及び特定投資家向け売付け勧誘等を除き、新株予約権の行使を含む。)を行っている場合には、それらの状況に係る記載内容についての記録を保存することとされております。
2. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数が所有されている会社、当該会社の関係会社並びにその役員
 - (2) 当社の大株主上位 10 名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第 28 条第 8 項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社又は資本的关系会社
3. 移動価格は、純資産価額法により算定した価格によっております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権
発行年月日	2024年3月26日
種類	第1回新株予約権
発行数	10,000株
発行価格	1,800円
資本組入額	900円
発行価額の総額	18,000,000円
資本組入額の総額	9,000,000円
発行方法	2024年3月26日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 2

(注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所（以下、「同取引所」という。）の定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例並びにその期間については以下のとおりであります。

(1) 同取引所の定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同規程施行規則第107条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前から上場日の前日までの期間において、第三者割当による募集株式の割当てを行っている場合（上場前の募集等による場合を除く。）、第三者割当による新株予約権の割当てを行っている場合（それと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権の割当てを含む。）、又は当該新株予約権の行使による株式の交付を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当て又は交付を受けた者をして、担当 J-Adviser に対して、以下の事項について確約させるものとされております。

①割当て又は交付を受けた株式及び新株予約権（以下「割当株式等」という。）について、割当て又は交付を受けた日から上場日以後6か月を経過する日（割当株式等の割当て又は交付を受けた日以後1年間を経過していない場合には、当該割当て又は交付を受けた日から1年間を経過する日）まで所有すること。

②割当株式等又は割当株式等に係る取得株式等の譲渡を行う場合には、あらかじめ新規上場申請者に通知するとともに、事後において新規上場申請者にその内容を報告すること。

③その他同取引所が必要と認める事項。

(2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は新規上場申請者の不受理又は受理の取消の措置をとるものとしております。

(3) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は2024年12月31日であります。

2. 同取引所の定める同規程施行規則第107条第2項第1号の規定に基づき、当社は、割当て又は交付を受けた者との間で、割当て又は交付を受けた株式及び新株予約権（以下「割当株式等」という。）を、割当て又は交付を受けた日から上場日以後6か月間を経過する日（割当株式等の割当て又は交付を受けた日以後1年間を経過していない場合には、当該割当て又は交付を受けた日から1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。

3. 発行価格は、類似会社比準方式により決定しております。
4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権
行使時の払込金額	1,800円
行使期間	2026年3月27日から 2034年3月26日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第一部 企業情報 第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。

2【取得者の概況】

新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
福興 径夫	東京都大田区	会社役員	2,000	3,600,000 (1,800)	特別利害関係者等(当社専務取締役)
島田 万璃	東京都杉並区	会社役員	1,500	2,700,000 (1,800)	特別利害関係者等(当社常務取締役)
藤澤 廣一	埼玉県さいたま市緑区	会社役員	1,000	1,800,000 (1,800)	特別利害関係者等(当社の取締役)
鶴山 昇	千葉県浦安市	会社役員	800	1,440,000 (1,800)	特別利害関係者等(当社の取締役)
中田 安昭	埼玉県鴻巣市	会社役員	400	720,000 (1,800)	特別利害関係者等(当社の取締役)
重山 遊	神奈川県横浜市金沢区	会社員	1,300	2,340,000 (1,800)	当社の従業員
都丸 貴文	東京都杉並区	会社員	1,100	1,980,000 (1,800)	当社の従業員
大橋 久美子	東京都北区	会社員	1,000	1,800,000 (1,800)	当社の従業員
齋藤 尚実	埼玉県吉川市	会社員	900	1,620,000 (1,800)	当社の従業員

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する 所有株式数の割合 （％）
安藤 浩二 （注） 1、 2	千葉県木更津市	140,000	66.67
株式会社H&Kアセットマ ネジメント （注） 2、 3	東京都中央区銀座八丁目 12番 8 号 PMO銀座八丁目7 階	60,000	28.57
福與 径夫 （注） 4	東京都大田区	2,000 (2,000)	0.95 (0.95)
島田 万璃 （注） 5	東京都杉並区	1,500 (1,500)	0.71 (0.71)
重山 遊 （注） 7	神奈川県横浜市金沢区	1,300 (1,300)	0.62 (0.62)
都丸 貴文 （注） 7	東京都杉並区	1,100 (1,100)	0.52 (0.52)
藤澤 廣一 （注） 6	埼玉県さいたま市緑区	1,000 (1,000)	0.48 (0.48)
大橋 久美子（注） 7	東京都北区	1,000 (1,000)	0.48 (0.48)
齋藤 尚実 （注） 7	埼玉県吉川市	900 (900)	0.43 (0.43)
鶴山 昇 （注） 6	千葉県浦安市	800 (800)	0.38 (0.38)
中田 安昭 （注） 6	埼玉県鴻巣市	400 (400)	0.19 (0.19)
計		210,000 (10,000)	100.00 (4.76)

- （注） 1． 特別利害関係者等（当社の代表取締役社長）
2． 特別利害関係者等（大株主上位10名）
3． 特別利害関係者等（役員等により総株主等の議決権の過半数が所有されている会社）
4． 特別利害関係者等（当社の専務取締役）
5． 特別利害関係者等（当社の常務取締役）
6． 特別利害関係者等（当社の取締役）
7． 当社の従業員
8． （ ）内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
9． 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2025 年 6 月 20 日

株式会社 RitaX
取締役会 御中

清 友 監 査 法 人
東 京 事 務 所

指 定 社 員 公認会計士
業務執行社員

人見敏之

指 定 社 員 公認会計士
業務執行社員

市田知史

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 110 条第 5 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 RitaX の 2024 年 1 月 1 日から 2024 年 12 月 31 日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 RitaX 及び連結子会社の 2024 年 12 月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の 2023 年 12 月 31 日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は監査されていない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表

示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上